

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、名古屋市中村区に整備された「太閤秀吉功路」が結ぶ名古屋駅西側の3エリア（名古屋駅西エリア、大門エリア、中村公園エリア）を面的につなげ、賑わいあるまちづくりを進める団体の活動を支援することにより、交流人口の増加による賑わいを創出し、魅力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条の趣旨を理解し、それに則した事業を行う団体であること。
 - (2) 主たる活動の場が、中村区内にあること。
 - (3) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が中村区内に在住、在勤又は在学している者であり、かつ、構成員のうち、3エリアに在住、在勤又は在学している者を各エリア1人以上含むこと。
 - (4) 構成員の名簿及び定款・会則等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。ただし、法人格の有無は問わない。
- 2 補助事業者は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない団体若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。
- 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、単一年度内で完了し、次に掲げる第1号及び第2号に加えて第3号から第6号までのいずれか又は複数に該当する事業とする。
- (1) 補助事業者自らが企画し、実施するものである事業
 - (2) 補助事業者自らが主体で取り組むまちづくり活動である事業
 - (3) 賑わいの創出に関する事業
 - (4) 地域コミュニティの活性化に関する事業
 - (5) 広報活動・情報発信に関する事業
 - (6) その他、中村区内のまちづくりの推進に関連する事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。
- (1) 営利を目的とした事業

- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - (3) 主たる効果が中村区外で生じる事業
 - (4) 公序良俗に反する事業
 - (5) 法令、条例等に違反する事業
 - (6) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
 - (7) その他市長が不適切と認める事業
 - (8) 国、地方公共団体又は公共的団体の委託事業
 - (9) 国、地方公共団体又は公共的団体の補助を受けている事業
- 5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対して予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 補助事業の実施にかかる予算書（中村区魅力あるまちづくり推進事業）（第3号様式）
 - (3) 補助事業者の定款等の規約
 - (4) 補助事業者の名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第4条第1項に規定する時期は、原則として当該年度の補助事業開始前とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の実施にかかる予算書（中村区魅力あるまちづくり推進事業）（第3号様式）の補助対象経費の区分に変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）がある場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合を含め、事業計画書（第2号様式）の事業内容に変更がある場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を当該事業年度の3月31日までに完了すること。
- (5) 補助事業者において、代表者の変更又は住所の変更を生じた場合においては、遅滞なく市長に届け出ること。

- (6) 規則及びこの要綱その他関係法規の規定に従うこと。
 - (7) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 軽微な変更は、補助対象経費の2割以内の変更とする。

(交付の決定)

第7条 規則第7条の規定による通知は、中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、申請者が規則第7条の規定による通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(変更の承認)

第9条 補助事業者は、第6条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、中村区魅力あるまちづくり推進事業変更承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、第6条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、中村区魅力あるまちづくり推進事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(代表者等変更の届出)

第11条 補助事業者は、第6条第1項第5号に規定する届出をするときは、中村区魅力あるまちづくり推進事業補助事業者代表者（住所）変更届出書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第14条の規定による実績の報告は、補助事業の完了後、速やかに中村区魅力あるまちづくり推進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（第9号様式）
- (2) 補助対象経費の支出に係る領収証拠書の写し（代表者原本証明のもの。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定の通知)

第13条 市長は、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金額確定通知書（第10号様式）を提出するものとする。

式)により通知するものとする。

(交付の時期等)

第 14 条 補助金は、規則第 17 条ただし書きの規定により、補助金の交付の決定後、概算払いの方法により交付できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第 11 号様式)に決定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

3 補助事業者は、当該補助事業者に交付すべき補助金の額が確定された場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長が別に定める期日までに、その超える額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき

(3) 交付申請書の内容と実績報告書の内容が著しく異なったとき

(4) 不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき

(5) 第 3 条第 2 項に反することとなったとき又は第 5 条の申請をした当時に、第 3 条第 2 項に反していたことが判明したとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき

2 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、規則第 20 条第 1 項及び第 4 項の規定による。

(検査等)

第 16 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費

	区 分	備 考
補助対象経費	謝礼金等	講師、専門家、出演者等への謝礼
	印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代等
	通信運搬費	切手等の郵送経費等
	委託料	団体の会員で実施できない業務の外部委託費用
	保険料	催事実施時の損害・賠償責任保険料等
	使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料
	その他経費	上記以外で、補助対象事業の実施に要する経費で、市長が対象と認めるもの
補助対象外経費	旅費	交通費、宿泊料等
	食糧費	会議や催事当日の飲物代、食事代等
	交際費	慶弔費等
	消耗品費	消耗品、コピー代、材料等
	備品購入費	事務用機器、書籍、車両等
	不動産・建物取得費	土地、事務所の取得費用等
	団体運営のための人件費	事業を推進するために必要な人件費は除く
	その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者の経常的な運営に関する経費 ・ 懇親会費等、直接公益に結びつかない経費や、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費 ・ 領収書がないもの、または用途不明な経費 ・ 上記以外で市長が不適切と認める経費

(第 1 号様式)

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地

団 体 名

フリガナ
代表者職氏名

連 絡 先

生 年 月 日 年 月 日

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・ 事業計画書 (第 2 号様式)
- ・ 補助事業の実施にかかる予算書 (中村区魅力あるまちづくり推進事業)
(第 3 号様式)
- ・ 申請団体の規約
- ・ 申請団体の名簿

当団体及び当団体の構成員は中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定に該当します。

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

(第 2 号様式)

事業計画書

補助事業名	中村区魅力あるまちづくり推進事業			
事業内容	事業の目的			
	賑わいの創出 (第 3 号)	地域コミュニティの活性化 (第 4 号)	広報活動・情報発信 (第 5 号)	その他、中村区内のまちづくりの推進 (第 6 号)
① 事業実施予定期間 年 月 日～年 月 日				
② 事業実施予定期間 年 月 日～年 月 日				
③ 事業実施予定期間 年 月 日～年 月 日				
その他				

上記の事業は、営利を目的とした事業及び特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業ではありません。

※次年度も継続する事業については、次年度に向けた活動方針も記載をすること。

(第 3 号様式)

補助事業の実施にかかる予算書

(中村区魅力あるまちづくり推進事業)

(収 入)

区 分	予 算 額 (円)	予 算 額 の 説 明
合 計		

(支 出)

事業内容	予 算 額 (円)	予 算 額 の 説 明 (謝礼金等、印刷製本費、通信運搬費、委託料、保険料、使用料・賃借料、その他経費)
①		
②		
③		
合 計		

上記の事業は、国、地方公共団体又は公共的団体の委託事業、及び、国、地方公共団体又は公共的団体の補助を受けている事業ではありません。

※ 「支出」欄については、事業計画書に記載の事業内容ごとに記載すること

※ 必要に応じて、詳細な資料を添付すること

(第 4 号様式)

第 号
年 月 日

(団 体 名)
(代表者職氏名)

市 長 名

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたみだしの補助金交付申請については、下記の条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 この補助金は、中村区魅力あるまちづくり推進事業を行うための経費にあてるものとします。
- 3 補助対象経費の区分（補助対象経費の2割以内の変更は除く）や事業内容の変更をする場合においては、あらかじめ、規定の書類等を提出し市長の承認を受けてください。
- 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、規定の書類等を提出し市長の承認を受けてください。
- 5 代表者の変更又は住所の変更を生じた場合においては、遅滞なく規定の書類により届出をしてください。
- 6 事業終了後は、速やかに事業実績報告書等必要書類を提出してください。
- 7 交付した補助金に精算残金が生じたときは、返納していただきます。
- 8 要綱及び上記に違反し、または予定の事業を実施しないときあるいは不当な支出があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 9 必要があると認めるときは、報告又は関係書類の提出を求められます。

(第 5 号様式)

中村区魅力あるまちづくり推進事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付第 号で交付決定のありました中村区魅力あるまちづくり推進事業について、下記のとおり事業内容の変更承認を受けたいので申請します。

記

1 変更する内容

2 変更の理由

変更後の事業計画書、予算書を添付すること。

(第 6 号様式)

中村区魅力あるまちづくり推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付第 号で交付決定のありました中村区魅力あるまちづくり推進事業について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

・中止（廃止）する理由

(第 7 号様式)

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助事業者代表者（住所）変更届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地

団 体 名

代表者職氏名

このたび、下記のとおり代表者（住所）を変更しましたので届け出ます。

記

1 変更年月日

2 フリガナ 新代表者職氏名（生年月日、新住所）

3 旧代表者職氏名（旧住所）

4 変更の理由

私（団体の構成員を含む。）は中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定に該当します。

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

(第 8 号様式)

中村区魅力あるまちづくり推進事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

団体の所在地

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付第 号で交付決定のありました中村区魅力あるまちづくり推進事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要
別添

2 決 算		
概算補助金額		円
決 算 額		円
差 引 金 額		円

3 添付書類

- ・実績報告書 (任意の様式)
- ・収支精算書 (第 9 号様式)
- ・補助対象経費の支出に係る領収証抛書の写し (代表者原本証明のもの)

(第 9 号様式)

収 支 精 算 書

(収 入)

区 分	予 算 額 (円)	精 算 額 (円)	精 算 額 の 説 明
合 計			

(支 出)

事業内容	予 算 額 (円)	精 算 額 (円)	精算額の説明 (謝礼金等、印刷製本費、通信運搬費、委託料、保険料、使用料・賃借料、その他経費)
①			
②			
③			
合 計			

上記の事業は、国、地方公共団体又は公共的団体の委託事業、及び、国、地方公共団体又は公共的団体の補助を受けている事業ではありません。

※ 「支出」欄については、事業計画書に記載の事業内容ごとに記載すること

※ 必要に応じて、詳細な資料を添付すること

(第 10 号様式)

第 号
年 月 日

(団 体 名)
(代表者職氏名)

市 長 名

中村区魅力あるまちづくり推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありましたみだしの補助金については、
下記のとおり額を確定しましたので通知します。

交付済補助金額が確定補助金額を上回る場合は、下記のとおり精算残額を返還して
ください。

記

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 確定補助金額 | 円 |
| 2 | 交付済補助金額 | 円 |
| 3 | 返還金額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 別添返納通知書に記載のとおり |

(第 11 号様式)

請 求 書

金 円

ただし、中村区魅力あるまちづくり推進事業に係る補助金

年 月 日

団体の所在地

団 体 名

代表者職氏名

(あて先) 名古屋市長

*振込先 銀行名

種別 口座番号

(受取人)